

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準 (1)～(9) (略) <u>(10) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。</u> ① <u>「別紙4 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」1に掲げる国を対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該対象契約の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名</u></p>	<p>1 基本的引受基準 (1)～(9) (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約」という。）については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p> <p><u>② 「別紙4 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」2に掲げる国を対象契約の相手方の所在する国又はILCの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、特約書第1条第1項の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</u></p>		
<p>2 国別引受基準 仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。 なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国 次の①-1、①-2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略) ①-2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）</p>	<p>2 国別引受基準 仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。 なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国 次の①-1、①-2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略) ①-2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）</p>	

新	旧	備考
<p>表（略）                      (注1) (略)                      イ (略)                      ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又はI L C（日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii)ロにおいて同じ。）が発行又は確認する場合に限る。）により決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注2) (略)                      ② - 1 (略)                      ③ - 2 (略)                      (2) (略)</p>	<p>表（略）                      (注1) (略)                      イ (略)                      ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は<u>取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。</u>以下「I L C」という。）（日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii)ロにおいて同じ。）が発行又は確認する場合に限る。）により決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注2) (略)                      ② - 1 (略)                      ③ - 2 (略)                      (2) (略)</p>	
<p>附 則 [抄]                      附 則 [<u>平成30年8月1日</u>]                      この改正は、<u>平成30年8月8日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]                      附 則 [<u>平成30年7月10日</u>]                      この改正は、<u>平成30年7月18日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1] ~ [別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1] ~ [別紙3] (略)</p>	

新				旧	備考																																																
<p>[別紙4]</p> <p>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p>1 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>イエメン</td> <td>ガンビア</td> <td>ギニアビサウ</td> </tr> <tr> <td>キリバス</td> <td>キルギス</td> <td>サモア独立国</td> <td>サントメ・プリンシペ</td> </tr> <tr> <td>タジキスタン</td> <td>チャド</td> <td>中央アフリカ共和国</td> <td>ツバル</td> </tr> <tr> <td>トーゴ</td> <td>トンガ</td> <td>ニジェール</td> <td>ハイチ</td> </tr> <tr> <td>ブルンジ</td> <td>マーシャル諸島</td> <td>マラウイ</td> <td>ミクロネシア</td> </tr> <tr> <td>南スーダン共和国</td> <td>モザンビーク</td> <td>モルディブ</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>ウガンダ</td> <td>エチオピア</td> <td>ガーナ</td> <td>カメルーン</td> </tr> <tr> <td>ギニア</td> <td>ケニア</td> <td>コートジボワール</td> <td>コモロ</td> </tr> <tr> <td>コンゴ民主共和国</td> <td>シエラレオネ</td> <td>セネガル</td> <td>ソロモン</td> </tr> <tr> <td>タンザニア</td> <td>バヌアツ</td> <td>ブルキナファソ</td> <td>ベナン</td> </tr> <tr> <td>マダガスカル</td> <td>マリ</td> <td>モーリタニア</td> <td>モルドバ</td> </tr> <tr> <td>リベリア</td> <td>ルワンダ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ				
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																																		
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																																		
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																																		
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																																		
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																																		
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																			
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																																		
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																																		
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																																		
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																																		
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																																		
リベリア	ルワンダ																																																				
[別表] (略)				[別表] (略)																																																	